仕事帰りや休日に、ご利用ください

証明書自動交付機

10月から商業施設に設置します

市は、市役所本庁舎1階に「証明書自動交付機（右下写真参照）」を設置していますが、10月から同交付機を2台増やし、市民の皆さんに市役所の業務時間外や休日に利用してもらえるよう、次の場所にも設置します。

新設場所は、ダイエー甲子園店地下1階（阪神甲子園駅下車すぐ）と阪急オアシス名塩店2階（JR西宮名塩駅下車すぐ）です＝下図参照。稼働時間は下記のとおりです。

設置される証明書自動交付機

なお、証明書自動交付機の利用には「住民基本台帳カード」または「にしのみやカード」が必要です。カードについて詳しくは市民窓口グループ（0798・35・3108）へお問い合わせください（本紙9月10日号2面でも紹介しています）。

【交付できる証明書】いずれも1通300円の交付手数料が必要▽住民票の写し▽印鑑登録証明書▽住民票記載事項証明書▽外国人登録原票記載事項証明書▽現年度課税（所得）証明書

【利用できない日】証明書自動交付機のメンテナンス日、12月29日～翌年1月3日

※市役所本庁舎に現在設置してある同交付機は、11月ごろにJR西宮駅前のフレンテ西宮内に移設予定です。日程は決まり次第、本紙等でお知らせします

設置場所と稼働時間

ダイエー甲子園店地下1階
◆稼働時間　午前9時半（日曜・毎月1日は9時）～午後9時

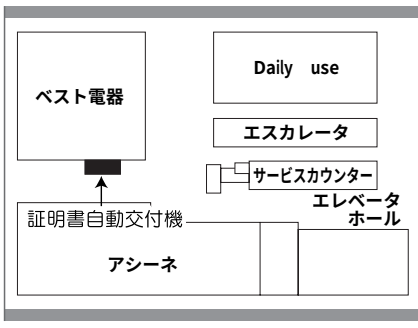

阪急オアシス名塩店2階
◆稼働時間　午前9時～午後9時

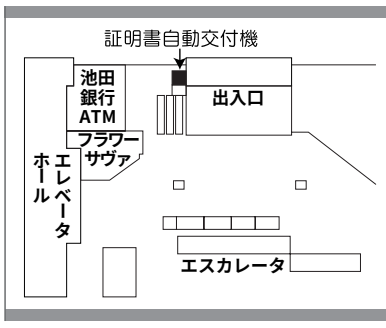

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

保険料の納付方法

○特別徴収から口座振替に変更できます

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料を特別徴収（年金からの天引き）により納めている人、または10月から特別徴収により納める予定になっている人のうち、次の①または②の要件を満たす場合は、下記の手続きにより「口座振替」による納付に変更できます。

①国民健康保険の保険料を直近2年間確実に納付していた人（本人）が、口座振替により納付する場合

②年金収入が180万円未満の被保険者に代わって、世帯主または配偶者の口座から口座振替により納付する場合

問合せは高齢者医療保険グループ（0798・35・3110）へ。

《手続き方法》

まず金融機関で「口座振替の申込」をして、「口座振替申込書（本人控え）」を受け取ってください（申込書は市内各金融機関にあります）。手続きに必要なものは、印鑑（金融機関の届け出印）と「後期高齢者医療被保険者証」です。

次に、市の窓口で、口座振替を申し出てください。手続きに必要なものは「口座振替申込書（本人控え）」、「後期高齢者医療被保険者証」、印鑑（認め印）です。受付窓口は次のとおりです。

なお、申し出の時期により特別徴収を中止できる時期が異なります。

【受付窓口】高齢者医療保険グループ（市役所本庁舎1階）▽各支所・市民サービスセンター▽アクタ西宮ステーション（受付は午後5時半まで。土・日曜、祝日は受け付けていません）

「社会保険料控除」の対象になります

前記②の要件に該当する場合、世帯主または配偶者が被保険者に代わって口座振替で納めた保険料は、「社会保険料控除」の対象になります。

世帯主または配偶者の社会保険料控除の額が増えることにより、世帯全体でみた場合の税の負担が少なくなる場合があります。

国民健康保険料

平成20年度に特別徴収は行いません

国民健康保険法等の改正に伴い、今年4月から一定の条件を満たしている65歳から74歳までの被保険者だけからなる世帯を対象に、国民健康保険料を年金から引き去りする「特別徴収」が実施されることとなり、多くの市町村では、10月から特別徴収が始まる予定です。

しかし、西宮市は、平成20年度中に特別徴収は行いません。国民健康保険料の特別徴収の開始については、決まり次第、本紙および市のホームページ（アドレスはページ下参照）などでお知らせします。

問合せは国民健康保険グループ（0798・35・3117）へ。

災害時要援護者調査を行っています

民生委員にご協力ください

民生委員は、地域社会の福祉増進のため、日ごろから高齢者の皆さんの心配ごとなどへの相談や助言にあたっています。

このたび、災害時に備えた見守り活動の一環として、高齢者世帯を対象に「災害時要援護者調査」を行っています。地域の民生委員が調査のため連絡したときは、ご協力をお願いします。なお、民生委員が訪問するときには身分証を携帯しています。

問合せは高齢福祉グループ（0798・35・3032）へ。

※訪問販売業者等が民生委員をかたる事例がありますので、不審に思われた場合は、同グループへご連絡ください

西宮市地域保健推進協議会

委員を公募します

市は、「西宮市地域保健推進協議会委員」の現任期が平成21年1月までであることから、次期委員を選任するにあたり、そのうちの2人について、一般公募します。

【対象】平成20年10月1日現在、本市に引き続き1年以上在住または在勤の20歳以上73歳未満の人

【任期】平成21年2月1日～23年1月31日

【応募方法】所定の申込書に「地域保健について」をテーマにした小論文（800字程度）を添えて、10月1日～31日（郵送の場合消印有効）に保健所保健総務課（〒662－0855江上町3－26☎0798・26・3681✉vo_hokensyo@nishi.or.jp）へ郵送または持参を。Eメールも可。申込書は同課で配布しているほか市のホームページ（アドレスはページ下参照）からダウンロードできます（「くらす西宮」の中の「健康」へ）

市からの伝言板

浜脇小学校・高木小学校の増改築事業に国庫補助金が交付決定されました

本市は、急激な児童数増加による教室不足や老朽校舎の対策として、学校施設の増改築事業を推進しており、平成19年度からは浜脇小学校と高木小学校において着手しています。

増改築には1事業あたり数億から数十億の事業費が必要ですが、そのすべてを市の財源で賄うのではなく、国の補助金制度をこれまでも活用してきました。しかし、浜脇小学校や高木小学校のような学級設置数が30クラスを超える過大規模校は、原則、補助金の交付対象外になるという不確定な要素があり、20年度当初予算では歳入に計上できないでいました。

このため教育委員会は、文部科学省に対して、児童数急増など本市の状況を訴え、補助金獲得のため幾度となく働きかけてきました。

そしてこのたび、20年度補助金（約3億6600万円）の交付が決定されました。21年度につきましても、補助金が交付される見込みです。

また、新校舎での授業を待ち望んでいる子どもたちのために、両小学校の増改築事業の22年度内の完了を目指しています。

問合せは教育委員会施設計画グループ（0798・35・3893）へ。

来春の市立小学校入学予定者が対象

就学時健康診断を行います

教育委員会は、平成14年（2002年）4月2日から15年（2003年）4月1日までに生まれ、来年4月に市立小学校へ入学する幼児を対象に、就学時健康診断を実施します。この健康診断は法律に基づいて行うものですが、特別な準備は不要です。

9月12日現在、市内に住民登録している外国籍の人や就学申請している人には、9月下旬に「就学時健康診断通知ハガキ」を発送します。通知が届かない場合は学事グループ（0798・35・3882）へ連絡してください。

なお、9月16日以降に転入した人は、転入届を行う窓口でお渡しする「小学校入学手続案内」に従ってください。

健康診断日に欠席するときは該当の小学校に連絡してください。事情により健康診断を受診できない場合でも、来年1月末ごろ就学通知書を送付します。

健康診断についての問合せは学校保健グループ（0798・35・3860）へ。

【健康診断の日程・会場】いずれも受付時間は午後2時～3時▽10月8日…西宮浜・夙川・平木・甲東・樋ノ口・春風・用海・鳴尾・鳴尾東・山口・名塩小学校▽10月10日…浜脇・苦楽園・大社・上ケ原・段上西・高木・上甲子園・津門・甲子園浜・高須南・船坂・生瀬小学校▽10月15日…安井・北夙川・神原・広田・上ケ原南・段上・深津・瓦林・今津・南甲子園・高須西・小松・東山台小学校▽10月17日…香櫨園・甲陽園・北六甲台小学校▽10月20日…瓦木・鳴尾北小学校